

仕 様 書

1. 件名 令和8年度 佐伯市弥生学校給食センター厨房機器購入（食缶洗浄機）
2. 内容 厨房機器の納品・設置及び既存機器の撤去・処分
3. 物件

(1) 食缶洗浄機 1台

<機器仕様>

【品 名】食缶洗浄機

【型 式】(株)中西製作所 EOKC-M23EA-LT 又は同等品以上

【数 量】1台

【付属品】本間冬治工業(株)フラットラック フラット85 500×500×H115 7個、
ラック押え蓋 455×455×H65 7個
又は同等品以上

- ① 外形寸法は間口4,180mm×奥行940mm×高さ1,870mm以下であること。
- ② 熱源は電気式で使用電力は、電源は3相200Vで64.55kw以内であること。
- ③ ポンプは洗浄用2.2kw×2機を搭載していること。
- ④ コンベアーの有効寸法は、幅600mm×高さ330mm以上であること。
- ⑤ タンク容量は、80L×2槽で160L程度であること。
- ⑥ 押さえコンベアーは駆動式であること。
- ⑦ タンク温度はデジタル表示であること。
- ⑧ コンベアー速度は、低速2.0m/分、標準4.4m/分、高速7.0m/分程度であること。
- ⑨ 洗浄物がコンベアーに噛み込んだ場合は、瞬時にコンベアーを停止させるショックリレー等のコンベアー破損防止機能を搭載していること。(サーマルリレーのみは不可)
- ⑩ 使用水量(仕上げ用)は1時間当たり1,500L程度であること。
- ⑪ 入口コンベアー有効寸法は、間口700mm×奥行600mm×高さ330mm以上であること。
- ⑫ フレーム及び板金資材は、SUS430以上であること。
- ⑬ 洗浄機出口には、ステンレス製のすべり板を設けること。
- ⑭ 洗浄機出口に、コンベアー停止スイッチ(安全装置)を設けること。

4. 見積条件

- (1) 納品・設置の際は、運搬等に使用した梱包資材等不要となるものは全て撤去の上引き取ること。
- (2) 納品・設置時に建物、施設設備及び物品等に損傷を与えた場合は、速やかに担当者に報告し現状に復旧すること。その場合に費用等が発生する場合は、受注者にて負担すること。
- (3) 搬入据付及び既存機器の撤去・廃棄処分費を含むこと。
- (4) 設置に必要なとされる給水・排水・電気・ダクト接続等の付帯工事費を含むこと。
- (5) 学校給食センター職員(調理業務従事者)等に対し、使用方法等(メンテナンス方法も含む)の説明を行うこと。
- (6) 据付終了後は試運転を行い、正常に作動するか確認すること。

(7) 保障期間は受け渡し完了の日から1年間とする。

5. 同等品の承認について

同等品の場合は、質問受付期限内にカタログ・仕様書等添付の上、質問書を提出し、回答にて承認を得ること。なお、提出された書類等により同等以上の能力等が確実に確認できない場合には、同等品の承認はしないものとする。

6. 納入設置期限

令和9年3月18日(木)

※設置、試運転、使用方法等の説明を完了させること。

7. 納入場所

佐伯市弥生大字井崎1311番地1(佐伯市弥生学校給食センター内)

8. その他

(1) 本入札に関して現場説明は行わない。入札金額の見積りに際して現地確認を希望する場合には、次により対応するので必ず事前に下の9. 問い合わせ先まで連絡すること。

対応期間：令和8年5月29日(金)から6月5日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

13時00分から17時00分

対象施設：佐伯市弥生学校給食センター

担当 所長 久保田 電話 0972-25-3600

注意事項：設置場所の確認を行う者は、1か月以内の検便検査成績書を提出し、白衣・帽子・マスク着用のうえ、当該給食センター職員の指示に従い入室すること。なお、検便検査の検査項目は、赤痢・腸チフス・パラチフス・サルモネラ・腸管出血性大腸菌とする。

(2) 納入する厨房機器の故障等トラブル発生時には緊急な対応が可能であること。

(3) 納品・設置日時等については、事前に体育保健課学校給食係と調整したうえで、弥生学校給食センター長と打合せを行うこと。

(4) 設置前・撤去後・納品・設置後の写真及び写真データを提出すること。

(5) この仕様書に定めのない事項については、協議して定めることとする。

9. 問い合わせ先

佐伯市教育委員会 体育保健課 学校給食係

担当：吉良

TEL 0972-22-4134/FAX 0972-22-3912